

北海道国民健康保険条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第71号

北海道国民健康保険条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道国民健康保険条例（平成29年北海道条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(北海道国民健康保険運営協議会)

第2条 北海道国民健康保険運営協議会（以下この条において「協議会」という。）の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(国民健康保険保険給付費等交付金)

第3条 条例第4条の普通交付金は、市町村の申請に基づき、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額を交付するものとする。

(1) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次条第1項並びに第6条第1項及び第3項において「算定政令」という。）第6条第4項に規定する費用の全額に相当する額

(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次号、次条第2項第5号及び附則第3項において「法」という。）第58条第1項の出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付に要した費用の額

(3) 法第45条第5項の規定により同条第4項の規定による審査及び支払に関する事務を委託した場合の委託に要した費用の額

(4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要した費用の額

第4条 条例第5条第1項の特別交付金は、市町村の申請に基づき、当該年度における当該市町村に係る算定政令第6条第6項各号に掲げる額の合算額を交付するものとする。

2 条例第5条第2項の特別交付金に充てられる部分の額は、次に掲げる額の合算額に知事が別に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 災害等による保険料の減免の措置が採られた場合において、知事が別に定める基準により算定した額

(2) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下この号及び次号において「省令」という。）第4条第1項の額（同項第2号及び第

3号に掲げる額を除く。次号において同じ。)のうち、結核性疾病及び精神病に係る額(省令第6条第6号に規定する特別療養給付(次号において「特別療養給付」という。)に係る額であつて、当該疾病に係るものを除く。)の占める割合が知事が別に定める割合を超える場合において、知事が別に定める基準により算定した額

- (3) 省令第4条第1項の額のうち、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第5号の規定に基づき定められた療養担当手当に係る額(特別療養給付に係る額であつて、当該療養担当手当に係るものを除く。)がある場合において、知事が別に定める基準により算定した額
- (4) 国民健康保険の事業運営の広域化の推進に資する事業であつて知事が別に定める基準に適合するものに要する費用について、知事が別に定める基準により算定した額
- (5) 療養の給付等に要する費用(法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。次号において同じ。)の適正化、保険料の収納率の上昇等に資する事業であつて知事が別に定める基準に適合するものに要する費用について、知事が別に定める基準により算定した額
- (6) 療養の給付等に要する費用の適正化が図られ、又は保険料の収納率が上昇した場合その他の場合で知事が別に定める基準に適合する場合において、知事が別に定める基準により算定した額
- (7) その他国民健康保険の財政に影響を与える特別の事情がある場合において、知事が別に定める額

3 当該年度の4月2日以後において、一の市町村の事業の区域の全部又は一部が他の市町村の事業の区域となった場合における当該他の市町村に対して交付する当該年度の前項の特別交付金に充てられる部分の額については、当該区域と当該他の市町村のその他の区域とを区分し、その区域ごとに当該他の市町村を別個の市町村とみなして算定するものとする。

4 第2項の特別交付金に充てられる部分の額を算定する場合において、その算定した金額に500円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円として計算するものとする。

(国民健康保険事業費納付金)

第5条 知事は、条例第6条第1項の国民健康保険事業費納付金について、毎年8月から翌年3月までの各月につき、納付期限を定めて徴収するものとする。

2 市町村は、前項の納付期限までに知事が定める額を納めなければならない。

第6条 算定政令第9条第4項第3号イ(1)及び(2)に規定する区域内市町村群は、道内の全ての市町村とする。

2 条例第7条第3項の規則で定める額は、80万円とする。

3 算定政令第13条第1項第1号及び第2号の都道府県が定めるいずれかの額は、それぞれ零とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の廃止)

2 北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則(平成17年北海道規則第132号)は、廃止する。

(退職被保険者等の経過措置に係る特例)

3 退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。)について、第6条第1項を適用する場合においては、同項中「第9条第4項第3号イ(1)及び(2)」とあるのは、「附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号イ(1)及び(2)」とする。